

令和 8 年度若年技能者人材育成等事業 推進計画

大分県技能振興コーナー

実施要領	実施計画の内容
1 事業の実施体制等	
(1) 地域技能振興コーナー	ア 大分県職業能力開発協会（以下、「当協会」という）は大分県技能振興コーナー（以下、「当コーナー」という）を設置して、大分県内における若年技能者人材育成等事業の運営を行う。 イ 当コーナーでは、ものづくりマイスターの認定に係る相談・援助、派遣のコーディネート、連携会議の開催を主たる業務とする。 ウ 当コーナーは、中央技能振興センターに対し、地域における事業の進捗状況や実績等、必要な報告を行う。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	ア 地域技能振興コーナー長を配置する。 イ 一般職員および事務補佐員を配置する。
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	
(1) ものづくりマイスターの開拓	現行の認定基準を中小企業・業界団体、高等教育訓練機関、行政機関等に周知し、ものづくりマイスターの開拓を行う。また、IT 関係職種のものづくりマイスターや、DX 技術を用いた改善指導が可能な未登録者の発掘に向け、関係機関への働きかけを行う。さらに、中央技能振興センター発行のリーフレット、当コーナーのメールマガジン、ホームページ等を活用し、制度の周知と申請促進に努める。 ア ものづくりマイスターが不足している職種 工場板金、電気溶接、電気機器組立て イ ものづくりマイスター新規認定職種 化学分析、レストランサービス、園芸装飾 ウ 想定する訪問先 ものづくりマイスターが不足している職種およびものづくりマイスター新規認定職種に関連のある中小企業・業界

	団体、専門学校や大学等の高等教育訓練機関、行政機関等の中から関係ある箇所とする。 エ 訪問の頻度 月に2件程度ずつ当コーナーの担当者が訪問し、候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行い、大分県で不足している職種の解消に努める。 オ ものづくりマイスターの意思確認 過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ない時は登録解除の手続きを行う。 カ ものづくりマイスターデータベースの更新 月刊メールマガジンを発行して、登録済みのものづくりマイスターの状況把握に努める。 さらに、大分県技能士会を通して集まる情報などにより日々の状況を更新し、必要に応じて中央技能振興センターに報告する。 ものづくりマイスターの新規認定目標数 6名
(2) ものづくりマイスターへの説明	認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知し、開催を案内する。 ただし、センターが定める免除基準に該当する場合も案内はするが、必ずしも受講する必要はないことを知らせる。
(3) 申請書類等の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行う。申請書類の内容を十分確認し、取りまとめてセンターに提出する。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等、事務を含む指導技法等講習を実施する。 ア 研修の開催頻度や時期 ○開催頻度：年2回

	○開催時期：第１回：令和８年９月頃 第２回：令和９年２月頃 イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、以下の内容で指導技法等講習を実施する。 【講習内容】 ・ものづくりマイスター制度の趣旨および実技指導やものづくりの魅力発信等の事業の重要性 ・実技指導の結果報告を含む「指導技法等」 ・個人情報保護、ハラスメント等の防止 ・若年者・学生との接遇等の知識 ・実技指導派遣依頼元の意見等 【講習対象者】 ○活動実績のないものづくりマイスター ・過去３年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、最新の指導技法等に係る最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。 ウ 交通費の負担 指導技法等講習およびその講師養成研修に参加する者に対し、必要に応じて交通費を支給する。ただし、受講手当は支払わない。 エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 該当のものづくりマイスターに情報提供して積極的な参加を呼びかけ、指導技法の改善や自己の資質向上を促す。 「事例発表・意見交換会」に参加する者に対し、必要に応じて謝金および旅費を支給する。
３ ものづくりマイスターおよび熟練技能者の活用に係る業務について	
(１) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	○企業・業界団体、高等教育訓練機関、行政機関等に認定基準を周知し、新たなものづくりマイスターの開拓を行う

	う。 ○申請者の負担を軽減できるよう書類作成におけるアドバイス、申請書類の内容確認等の援助を積極的に行う。 コーナーの相談窓口では、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。 ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法の紹介等の相談・援助を行う。 イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや最適な実技指導ができるものづくりマイスターの派遣受付等の相談・援助を行う。 ウ ものづくりマイスターによる実技指導派遣に係る職種・指導内容・実施日時・実施場所・最適な指導者のコーディネートを行う。
(2) ものづくりマイスターおよび熟練技能者の派遣による指導の実施	①② 中小企業・業界団体 大分県中小企業団体中央会および（一社）大分県技能士会連合会の協力を得てものづくりマイスター制度の周知を図るとともに、実技指導の積極的な実施について年間を通じて働きかける。 ・受講者数：3人／件 ・派遣件数：12件 ・日数：5日 $3人 \times 12件 \times 5日 = 180人日以上$ ③ 工業高等学校 大分県教育庁高校教育課および大分県高等学校教育研究会工業部会および農業部会の協力を得て、関係校に対してものづくりマイスター制度の周知を図るとともに実技指導を積極的に計画するよう年間を通じて働きかける。 (ケース1) ・受講者数：8人／件 ・派遣件数：10件

	・日 数：４日 ８人×１０件×４日＝３２０人日以上 （ケース２）・受講者数：４人／件 ・派遣件数：１０件 ・日 数：２日 ４人×１０件×２日＝８０人日以上 計 ４００人日以上 熟練技能者の派遣による指導について、企業・学校を訪問して周知徹底を図り、新規利用企業等の開拓に努める。 ものづくりマイスター認定対象外職種や、県内にマイスターが不在の職種については、要請者のニーズに応じて最適な熟練技能者を選定し派遣する。その際、実施場所と指導者の住所を考慮し、移動時間と距離の短縮に配慮する。また、実技指導の経験がない熟練技能者にも積極的に依頼し、活動率の向上を図る。 <中小企業・業界団体> ・受講者数：２人／件 ・派遣件数：２件 ・日 数：５日 ２人×２件×５日＝２０人日以上 <工業高等学校等学校> ・受講者数：１０人／件 ・派遣件数：２件 ・日 数：５日 １０人×２件×５日＝１００人日以上
（３）ものづくりマイスターおよび熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信	ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 地域サポートステーションからの協力要請があった場合には、サポステの支援対象者に対してものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を実施する。

・受講者数：5人／件

・派遣件数：1件

・日数：1日間

$5人 \times 1件 \times 1日 = 5人日以上$

イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」
発信

(ア) 「WAZAチャレンジ教室」の実施

地域の小学校からの要請に基づき、学校の授業等にも
ものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を
発信する内容の体験教室を実施する。

学校の教師・保護者の参加も可能とする。

・受講者数：30人／校

・実施件数（学校数）：16校

・実施日数：1日

$30人／校 \times 16校 \times 1日 = 480人日以上$

(イ) 工業高校等学校の学生に対する出前講義の実施

大分県教育庁高校教育課や大分県高等学校教育研究会
工業部会および農業部会の協力を得て、関係校に対して
ものづくりマイスター制度の周知を図るとともに出前講
義を積極的に計画するよう年間を通じて働きかけ、「も
のづくりの魅力」発信をする出前講義を実施する。

・受講者数：20人／校

・実施件数（学校数）：10校

・実施日数：1日

$20人／校 \times 10校 \times 1日 = 200人日以上$

ウ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者
に対する「ものづくりの魅力」発信

「キッズワーク大分2026」を実施する。

○内 容：製作実演を交えたものづくり体験（1人
1職種とする）

	○実施職種：１８職種（造園・建築板金・和裁・建具製作・菓子製造・建築大工・左官・かわらぶき・塗装・プログラミング・ロープ加工・自動車整備・広告美術・美容師・フラワー装飾・印章彫刻・西洋料理・日本料理） ○回数：計２回（１回当たり１０人） ○受講者数：延べ３６０人 ○開催時期：令和８年８月１１日（火・祝） ○会場：大分職業訓練センター ○開催方法：県内の小学校高学年を対象に県教委義務教育課を通じて事前募集 ・受講者数：１０人／件 ・実施回数：２回 ・職種数：１８職種 １８職種×２回×１０人＝３６０人日以上 ○（新規）「大分ミライ×シゴト探求プロジェクト」への支援 大分県教育庁義務教育課が主催する本プロジェクトでは、県内各地域の中学校を対象に「ものづくりマイスター」を派遣し、専門技能を持つ職人による職業説明や実演を行う。生徒が多様な職業に触れ、働くことの意義や技能の魅力を理解する機会を提供することで、キャリア教育の充実を図ることを目的として行う。 ２０校程度、１校あたり２職種程度の派遣
４ 地域における技能振興事業の実施	
（１）技能五輪全国大会の予選の実施等	（１）技能五輪全国大会の予選の実施等 本事業において、技能五輪全国大会および若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図る。

	ア 技能五輪全国大会の予選の実施 (ア) 対象地域 大分県全域 (イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施 当協会独自の選考基準で推薦する職種について、技能検定とは別に当協会と共催で予選会を行う。 (ウ) 予選会の競技数・競技職種等 a 本事業で行う予選会の実施職種 関係する多くの企業や教育訓練機関等に対して、ホームページ掲載や案内文書送付等の広報により予選会の開催を周知するとともに参加および観覧の働きかけを行い、参加者の増加と予選会の活性化を図る。 【実施内容】 ・実施予定職種：日本料理 ・実施予定時期：令和9年1月 ・参加予定人員：5人程度 ・全国大会への派遣：予選上位1人 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料を徴収する。 参加手数料の額は、大分県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して、2,000円（税込み）とする。 (エ) センターへの情報提供 当協会とコーナーが共同して技能五輪全国大会予選会を実施する場合、実施予定日、実施職種等の必要な情報をセンターからの求めに応じて提供する。 イ 技能五輪全国大会および若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 (ア) 技能五輪全国大会への参加支援を行う。 a 支援対象職種：4職種（ ）は人数
--	---

	〔フラワー装飾（２）、機械製図（ＣＡＤ）、フリス盤、日本料理（３）〕を予定 b 支援対象者数：選手７人程度、指導者６人程度 （イ）若年者ものづくり競技大会への参加支援を行う。 a 支援対象職種：４職種（ ）は人数 〔メカトロニクス（２）、機械製図（ＣＡＤ）（３）、建築大工（１）、フリス盤（１）〕を予定 b 支援対象者数：選手７人程度、指導者４人程度
（２）卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	ア 令和８年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者（大分県関係者）の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。 被表彰者のプロフィール（入職の動機等）、仕事に対する思い（やりがいや苦勞したこと）、これから入職する若者に伝えたいことおよび写真（作品および作業風景）について、センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材の結果をセンターに提出する。
（３）「地域発！いいもの」応援事業およびグッドスキルマーク事業に係る対応	両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるように伝える。
５ 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
（１）連携会議の設置	【連携会議の委員構成】 ・大分県中小企業団体中央会 ・（一社）大分県技能士会連合会 ・大分労働局職業安定部訓練室 ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 - 大分職業能力開発促進センター ・大分県教育庁高校教育課 ・大分県教育庁義務教育課 ・大分県高等学校教育研究会工業部会

	・（新）<u>大分県高等学校教育研究会農業部会</u> ・大分県商工観光労働部産業人材政策課 ・大分県職業能力開発協会 ・大分県技能振興コーナー
（２）連携会議の開催回数	年間２回、対面により開催する。開催後２週間以内に、会議資料等を厚生労働省等に提出する。 【開催時期および想定する議題】 ①第１回連携会議：６月１６日（火）１４時～ ・令和８年度 事業の推進計画について ・令和８年度 事業概要と事業実施上の連携・協力について ②第２回連携会議：１２月１５日（火）１４時を予定 ・令和８年度 事業の進捗状況と事業実施上の課題等について ・令和９年度 事業の推進計画について
（３）都道府県労働局との連携	大学や専門学校等の教育（工業高校以外）および中小企業等における派遣指導について、大分労働局と連携の上、ものづくりマイスターの周知と派遣先の開拓を実施する。 前述の連携会議によるほか、５月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を検討する。 また、ものづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架することや、説明会やセミナー等の機会を活用して制度周知に協力してもらうよう依頼する。
個人情報等の適切な取扱いおよび漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱いおよび漏洩防止を徹底するための措置	(1) メール誤送付 ア メール宛名間違い ① 宛先のアドレスをダブルチェックする。 イ BCC を TO、CC 送付 ① 宛先が BCC であるかをダブルチェックする。 ② 送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。 ウ 誤情報送付 ① 文章および添付ファイルが正しいかダブルチェッ

	クする。 ② 要機密情報を暗号化する。 ③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。） (2) FAX 先誤り ① 宛先、FAX 番号および文章が正しいかダブルチェックする。 ② FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。 ③ FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。 (3) 郵送誤り 宛先、文章および、封入物が正しいかダブルチェックする。 (4) 手渡し誤り 手渡す物および、手渡す先が正しいかダブルチェックする。 (5) 誤アップロード アップロードする事項の内容および、アップロード先が正しいかダブルチェックする。 (6) その他 (1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱いおよび漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。 (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。
--	--